

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 3 年 9 月 3 0 日
深 川 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 2 6 年法律第 7 8 号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同法第 7 条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種 類				実 施 地 域 等		実 施 期 間	実 施 主 体
1 号 事業	2 号 事業	3 号 事業	4 号 事業	地 域	重点区域との 重複の有無		
	○			音江地域	無	R 3 年度～R 6 年度	菊丘新風集落